
ASEAN+3 債券市場フォーラム(ABMF)第22回会合について

日証協・平成28年6月6～8日

本年6月6～8日、東京において、本協会がナショナル・メンバーの一員として参加しているアジア債券市場の標準化・調和化の検討プロジェクト「ASEAN+3 債券市場フォーラム（略称 ABMF）」¹の第22回会合及び「ASEAN+3 における債券価格評価に関するワークショップ」が、アジア開発銀行研究所（ADB）オフィスで開催された。

【会議のポイント】

1. ABMF メイン会議に先立ち開催された「ASEAN+3 における債券価格評価ワークショップ」では、ASEAN+3 各国における債券価格評価方法に関する基本的な特徴や傾向に関する報告に続き、各国価格公表機関（日本、タイ、インドネシア、中国、フィリピン）からの自国制度に関するプレゼン、及び債券価格評価モデルの欧米など国際的なプラクティスとの比較について検討・議論が行われた。
2. ABMF 本会議の市場の規制面に関するサブ・フォーラム1（SF1）の審議では、ADB 事務局より ASEAN+3 多通貨債券発行フレームワーク（AMBIF）の課題についてのまとめと幾つかの市場（中国、フィリピン、タイ、ベトナム）の近況に関する報告が行われた後、二つのワーキング・グループ（情報プラットフォーム WG [WG-IP]及びクロスボーダー担保ビジネス・レポ WG [WG-CBCR]）の審議状況、債券市場ガイド（Bond Market Guide）2016年版の編集作業状況、フィリピン・ペソによる合成債券の活用、信用保証・投資ファシリティー（CGIF）の活動内容、そして自主規制機関（SROs）問題を審議してきた ASEAN+3 SRO ワーキング・グループからの活動報告が行われた。
3. 市場のインフラ面に関するサブ・フォーラム2（SF2）の審議では、まず AMBIF を推進するうえで欠かせない税制調査アンケートの実施計画、ISO20022 と XBRL の金融分野への適用、ASEAN+3 域内での ISO20022 の導入推進、SF2 の今後の取組み、そして最近注目を浴びているブロックチェーン技術と ASEAN+3 の債券市場への適用の可能性について報告が行われた。
4. 次回第23回 ABMF 会合は、2016年10月4～5日にマニラにて開催予定。

I. ASEAN+3 債券価格評価ワークショップの模様（6月6日）

ASEAN+3 における債券価格評価方法について、以下の報告及び議論が行われた。

（1）セッション1：債券価格評価のスタイル検証

ADB 事務局より、債券価格情報の重要性、主要な債券市場での発展、アジアにおける債券評価機関の発展、金融ベンチマークに関する IOSCO の原則、米国 FINRA の提供する TRACE や MiFID II の下での透明性強化の動き、ワークショップの狙いについて報告が行われた。

¹ ABMF設立の趣旨及びこれまでの議論の経緯については、後述の参考2を参照。

(2) セッション2 : ASEAN+3 各国の債券価格公表機関による価格算出メソッド及び慣行に関するプレゼン

5 か国（日本、タイ、インドネシア、中国、フィリピン）の債券価格公表機関がそれぞれの制度について説明を行った。

① 日本：報告者～日本証券業協会

本協会は、自らのプライシング・モデルを使用して価格を算出し公表する債券評価機関（Bond Pricing Agency）と異なり、会員会社から日々報告される債券価格情報等を集計し公表していることを説明した。

次に、昨年 11 月に開始された「社債の取引情報」報告・発表制度の導入の経緯及びその内容について説明するとともに、従来から継続している「売買参考統計値」についても概要を報告した。ファンド（投信）等に組み込んでいる債券価格の評価において、「売買参考統計値」の利用が義務付けられているかとの質問に対しては、「売買参考統計値」の他、金融商品取引業者等が提示する価格及び価格情報提供会社の提供する価格の利用が認められている旨を回答した。

② タイ：報告者～タイ債券市場協会（ThaiBMA）

ThaiBMA は、基本的に債券市場の自主規制機関であるが、業務の一分野として債券価格の評価業務を行っている。具体的には、公社債の気配値報告、モデル・イールドカーブ、モデル計算、債券インデックス、市場値洗い価格（MTM）などの提供を行っている。

また MTM についての計算プロセス、計算に使用される入力情報の優先度（取引利回り→プライマリー・ディーラーからの気配利回り→ゼロクーポン利回り+企業スプレッドに基づく社債モデル利回り）などや、これらの情報が日々夕方 5 時にウェブ上で公表されるとの報告がなされた。

③ インドネシア：報告者～インドネシア債券評価機関（IBPA）

インドネシア債券市場への外国人投資比率は、2012 年の 20%から、2016 年の 40%に顕著に増加している。

インドネシアでは、個人投資家が顕著な損失を受けた 2005 年の債券市場クラッシュを契機として、独立した証券評価機関の必要性が認識され、その後法整備が行われて、2009 年にインドネシア資本市場金融機関監督局（BAPEPAM-LK）² が IBPA に証券評価機関としてのライセンスを付与した。IBPA の主要株主は、インドネシア株式取引所（IDX）、インドネシア中央証券預託機関（KSEI）、インドネシア清算保証会社（KPEI）の 3 社からなり、それぞれ同社株式を 3 分の 1 ずつ保有。2013 年には IBPA の公表価格は年金基金、保険、資産運用会社に対し使用が義務付けられた。

同国では、取引参加者は、取引情報を執行後 30 分以内に中央証券取引報告システムに報告が義務付けられている。そしてこれらの価格は自動的に IBPA のシステムへ回送され、また、IBPA には別途、証券会社などの仲介者からも情報が集められる。これらの情報に基づき IBPA は、情報の優先付けを行い、現在の市場環境に適合した情報であるかを精査したうえで、統計モデルにかけ、利回り曲線を算出している。

IBPA の当面の課題としては、デフォルトに陥った債券など特殊な債券の価格付け方法を確立すること、債券価格評価における潜在的な誤謬の可能性と IBPA の法的責任、金融機関の統合や潜在顧客数が限定されることによる市場の収縮、といった点が挙げられる。

² 現在はインドネシア金融庁（OJK）に改組されている。

④ 中国：～中国中央預託清算機関（CCDC）

CCDC は 1999 年に初の人民元建債券カーブの公表を開始。2014 年には、中国財務省が CCDC のサポートで国債利回りの公表を開始している。一方、IMF は 2015 年に、SDR の金利バスケットにおける中国国債のために CCDC の 3 か月ベンチマーク利回りを適用することを公表。CCDC は、上海取引所や深セン取引所を含む信頼できる筋からの情報を用いて国債や中銀債、社債等の様々な債券に対して利回りカーブを算出している。また、これらの利回りカーブの算出に加え、CCDC は、すべての種類の国内人民元債の日々の価格情報及び債券インデックスの日々の計算を提供している。2016 年 4 月からは、国際資本市場協会（ICMA）より出されているグリーンボンド原則及び天候ボンド基準に基づいたインデックスも公表を開始。なお、CCDC は利回りカーブの計算にエルミート補間法³を利用している。

⑤ フィリピン：報告者～PDS グループ

PDS は、本協会と同様、債券評価機関とはみなされておらず、独自の価格評価モデルを保有せずに債券情報を提供している。

PDS は登録債券売買プラットフォームの運営者であり、同国の流通市場での債券取引は PDS システムで執行することが義務づけられている。一般の公衆は、米国の TRACE の仕組みと同様、15 分後に取引価格及び売買データにアクセスが可能。また、PDS は集積する取引情報をもとに、参考レートを算出し公表している（満期 25 年まで）。なお、証券評価について PDS はフィリピン中央銀行の監督下にあり、また、ベンチマーク設定方法の定義及び見直しについてはフィリピン銀行協会が管轄している。

PDS では、参考レート算出のための第一義的データは実際に取引された利回りであるが、それが入手できない場合は、ビッド利回りを採用している。いずれの利回りも入手できない場合は、直線補間法による利回りが利用される。

（３）セッション３：価格評価モデルの国際プラクティス及び実績

債券価格に関連するさらに三つの機関から、債券価格評価の実務問題についてプレゼンがあり、それを踏まえてパネル・ディスカッションが行われた。

① ブルンバーク

同社の債券市場データは、政府債についてはほぼ 100%、社債については約 80% カバーしている。同社の債券価格公表サービスツールである Bloomberg's Valuation Service (BVAL) は、世界中のディーラーのインディケーション気配と、確定気配を識別する。BVAL は組織された取引所や取引情報蓄積機関から情報を集め、BVAL 価格の算出を行い、また劣化ファクターを適用している。つまり、同社のシステムは単に最後に執行された価格のみを最良価格として採用するのではなく、それ以前に執行された一定範囲の価格も含めて、加重平均を使って（もちろん最終執行価格にはより高い加重が与えられるが）算出することにより市場ボラティリティの影響を最小化している。BVAL はまた、類似の資本構成をもつ企業により発行される比較可能債券

（comparable bonds）に基づいて観察された比較可能価格（observed comparable prices）を算出し、BVAL 価格と併せて公表している。

同社は、ASEAN 通貨建債券のベンチマークを一か所に表示する ASEAN スクリーンを導入している。

³ Hermite interpolating method：あるゾーンのデータが欠如しているが、周囲のデータから推察して近似値を求める方法の一つ。利回り曲線の推定によく利用される。

② KIS プライシング（韓国の債券評価機関）

韓国における債券評価機関の設立は 1997 年のアジア通貨危機を契機とするものであり、最初の債券評価機関は政府系・民間ともに 2000 年に誕生している。現在、同国には 4 つの機関が存在する。当初、債券評価機関は、韓国ウォン建債券の評価に限られていたが、経験を積むにしたがって、外国債券、デリバティブズ、MMF、非上場株式へと活動範囲が拡大している。債券評価機関の登場で、同国の債券発行残高は増加し続けており、特に社債が最も増加している。

債券評価方法については KIS プライシングの場合、発行・流通市場、売買情報蓄積機関、チャット・ルームなどからのデータ収集を行っており、外国債券についてはブルンバーク、ロイターなどから情報を入手している。また、情報の質を吟味することも重要と考えている。

③ マレーシア債券評価機関（BPAM）

BPAM は、2006 年にマレーシア証券委員会に登録され、債券評価機関の登録ガイドラインに規定された厳格な要件を満たしている。同国では、ミューチュアル・ファンド、上場投信、私的退職年金スキームについてのポートフォリオ評価に BPAM 公表価格の使用が義務付けられている。但し、商業銀行及び保険会社についての義務付けはされていない。

価格評価の方法については、発行市場利回り、信用リスク分析、流動性リスク、構造リスク等を鑑みて、市場で観察される気配値、取引データ及び信用スプレッドを用いてベンチマーク・レートを構成する。また、売買が不活発な債券の評価については、市場で観察されるデータを基に、発行体間や資本構成などの差異を考慮して、価格付を行っている。BPAM では、市場関係者とのコミュニケーションを重視している。

④ 格付投資情報センター（R&I）

日本には、債券価格ヴェンダーとして、野村證券が提供し、日経グループと野村総研が気配値の精査を行っている債券標準価格（Japan Standard Bond Price：JS Price）があり、円建て債券 12,000 銘柄以上の価格が提供されている。またブルンバーク社も円建て債券について、ブルームバーク公社債基準価格（Bloomberg Yen Bond Fixing Price：BBYF）という価格情報サービスを提供しており、これは大手証券 4 社（大和証券、みずほ証券、モルガン・スタンレー MUFG 証券、及び SMBC 日興証券）の提供によるものである。また、Quick Price も無料で、日証協の売買参考統計値 8,500 銘柄及び独自計算の 3,500 銘柄の価格情報を提供している。

II. ABMF 本会議の模様

1. SF1 の議論要旨（6 月 7 日）

財務省国際局長の門間大吉氏の歓迎挨拶及び SF1 議長の伊東孝二氏（東京証券取引所）からの開会の挨拶が行われた後、ADB 事務局より AMBIF の課題についての纏めと幾つかの市場（中国、フィリピン、タイ、ヴェトナム）のアップデートが行われた。その後、二つのワーキング・グループ（情報プラットフォーム WG [WG-IP] 及びクロスボーダー担保ビジネス・レポ WG [WG-CBCR]）の審議状況、債券市場ガイド（Bond Market Guide）2016 年版の編集作業状況、フィリピン・ペソによる合成債券の活用、信用保証・投資ファシリティー（CGIF）、そして自主規制機関（SROs）問題を審議してきた ASEAN+3 SRO ワーキング・グループからの活動報告が行われた。

（1）二つのワーキング・グループの審議状況

① AMBIF 情報プラットフォーム WG [WG-IP]：

昨年の暮れに北京で、中国中央預託清算機関（CCDC）主催により ASEAN+3 の主要な債券価格評価機関を招いてのワークショップが開催されたほか、今回の東京会合にても初日にワークショップが行われるなど、各国の債券価格公表機関の間での活発な意見交換、共通課題の絞りだしなどが行われている。こうした取り組みは、ASEAN+3 債券市場全体の透明性向上に資するものであり、将来の AMBIF 市場の発展にもつながる。

ADB 事務局として、現在の AsiaBondOnline の画面を改善して、地域内の共通情報プラットフォームを立ち上げる方向で検討を行っている。

② クロスボーダー担保ビジネス・レポ WG [WG-CBCR] :

本グループでの議論はあまり進展していない印象であり、地域内でのクロスボーダー担保やレポ取引のニーズについて ADB 事務局がサーベイを実施したが、回答した機関は少数だった模様。今のところ把握された点は以下のとおり。

- ー地域内でのクロスボーダー担保やレポ取引は限定的にしか行われていない。
- ー確認された取引は、米ドル/米国国債、日本円/日本国債、米ドル/日本国債（BOJ-NET の稼働時間の延長により活発化している）、豪ドル/豪州国債、米ドル/豪州国債のパターンぐらいである。
- ーこれらの取引は通常、ASEAN+3 の域外でブックされており、情報を集めるのは難しい。
- ークロスボーダー取引に係るデータ収集が難しいのは、機関投資家においても統一的なデータ管理を行っていないし、クロスボーダー取引を識別するような分類が行われていないため。

このように、現状、クロスボーダー担保／レポ取引は活発とはいえないが、ADB 事務局は、ニーズがないというよりは、規制の問題ではないかと考えている。ADB 事務局は引き続き、トライ・パーティ・レポ取引に着目して調査を継続していきたいと考えている。

（２）債券市場ガイド（Bond Market Guide）2016 年版の準備状況に関する報告

ADB 事務局（犬飼教授）より、各国の編集作業の進捗について報告が行われた。2016 年版の作業については、新たなテンプレートのもとに作業を進めているため、2012 年版の構成を大きく入れ替える作業で時間がかかっている。また、4 年間の間に各国債券市場にも新しい動きがあるため、これらなるべく盛り込んだ内容にしている。現在、最も作業が進んでいるのは、日本、マレーシア、タイの各バージョンである。シンガポール、香港もかなり完成に近いレベルまできている。

新興諸国については、今回、初めてブルネイとカンボジアのバージョンを準備中であり、2012 年版を出したラオスについては、ほとんどの項目を書き換えている。

韓国及びフィリピンについては 9 月完成目標、ヴェトナムは 12 月を予定している。

（３）フィリピン・ペソによる合成債券の活用

フィリピンの金融機関グループより、ペソ通貨スワップを利用した実質 AMBIF に整合的な資金調達スキームが提案されたが、クロスボーダー取引の場合の各国の通貨管理等の規制等を回避できるのか、不明瞭な内容のスキームという印象であった。

（４）信用保証・投資ファシリティー（CGIF）

ADB が 2010 年 11 月に資本金 7 億ドルで立ち上げた CGIF の現状について、CGIF の西村 CEO より報告が行われた。既に設立から 5 年半がたつが、実際に保証案件がスタートしたのは 2013 年 3

月から。それでも、最近では保証案件が急増し、既に 10 件まで積みあがっている（インドネシア 4 件、ベトナム 2 件、香港、フィリピン、ラオス、タイ各 1 件）。

当初、CGIF は、ASEAN 主要 6 か国の債券発行促進に加え、新興 4 ヶ国（ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー）の債券発行推進や、日中韓の債券保証も視野に入れていたが、来年以降は、より ASEAN 主要 6 ヶ国の債券保証にフォーカスしていくとともに、新たにグリーンボンドなどの保証にも取り組む予定である。

（５）自主規制機関（SROs）について

ABMF SF1 の下に自主的に結成された SRO ワーキング・グループ（2012 年 4 月結成）は、近い将来に AMBIF 市場が形成された場合の各国の SRO の役割について、様々な角度から検討を行ってきたが、昨年その議論の骨子を報告書⁴として取りまとめた。本会合において、その議論の経緯と背景、当該報告書の内容構成⁵について、同グループを代表して PDS グループ及び本協会から報告を行った。併せて、タイで発行されたみずほ銀行による AMBIF 債第 1 号の登録機関となったタイ債券市場協会より、自主規制機関としての AMBIF 市場への係わりについて、プレゼンが行われた。

2. SF2 の議論要旨（6 月 8 日）

本会議 2 日目のサブ・フォーラム 2（SF2）では、下記のテーマで議論が行われた。

（１）AMBIF 税務手続き調査

ADB 事務局は、昨年のみずほ銀行の AMBIF 債パイロット発行第 1 号の際にタイ現地でのクロスボーダー発行・取引の税務が確立されていない現状を認識し、また今後の AMBIF 債の展開にも必須となる各国税務の実情を解明するために、利払いにかかる税務（発行体と投資家の双方）についての調査票のフォームを提示し、その内容を解説するとともに、参加者メンバーに調査への協力を要請した。

（２）ISO20022 と XBRL

NTT データの和田義明氏より、金融取引のメッセージ・フォーマット標準として利用が拡大している ISO20022 の事業会社 ERP⁶への利用の可能性と、同じ拡張マークアップ言語である XML⁷をベースとする財務報告用の XBRL⁸による様々なリーディングの技術要件について解説があり、アジアやその他の世界における最近の XBRL の適用事例について報告が行われた。

（３）ISO20022 の導入

ADB 事務局から、金融メッセージ標準としての ISO20022 の ASEAN+3 への導入状況について報告が行われ、今後の各国への導入をさらに推進していくためのプランが示された。2016 年末までに標準的なメッセージ・フローや項目について確定作業を行い、来年以降 2 年間で各国への実装を推進し、2019 年以降、フル稼働にもっていききたいとのこと。

⁴ “Report of ASEAN+3 SRO Working Group Regarding SRO’s Role and Function under AMBIF Regime”

⁵ 末尾の参考 3 を参照。

⁶ Enterprise Resource Planning の頭文字を取ったもの。で日本語では、「統合基幹業務システム」とか「統合業務パッケージ」と呼ばれる

⁷ Extensible Markup Language の略。

⁸ eXtensible Business Reporting Language の略

（４）SF2 の次のステップ

ADB 事務局より、SF2 の次の議論テーマとして、債券の決済期間の標準化を取り上げたい旨の表明があった。また、これ以外にも、重要なテーマがあれば参加メンバーより、問題提起を行ってもらいたいとのことであった。

（５）（情報セッション）ブロックチェーン技術とその示唆するところ

デロイト・トウシュ・トーマツの森武敏氏より、最近話題となっているフィンテックの分野の一つである分散型元帳（ブロックチェーン）の内容について解説があり、ASEAN+3 の債券市場インフラへの応用の可能性について議論が行われた。

フロアーからは、ASEAN+3 の債券市場の現状から鑑みるに、こうした新技術の導入は時期尚早ではないかとの意見があった。

最後に ADB 事務局より 2 日間の議論の総括が行われ閉会となった。

III. フェーズ 3 ・今後のスケジュール

2016 年	
10 月 4～5 日	・ 第 23 回 ABMF 会合（マニラにて）
10 月末又は 11 月	・ ABMI 会合

(参考 1) 会議日程

[初日：債券評価ワークショップ] (2016 年 6 月 6 日)

時 間	テーマ	スピーカー
09:30-09:35	開会挨拶	*赤松範孝
09:35-10:30	セッション 1：債券価格評価のスタイル検証： ・実取引データの収集とモデルに基づく価格評価 ・質疑応答	*山寺智：ADB 事務局
10:45-12:45	セッション 2：債券評価方法及び実務慣行に関する ASEAN+3 債券評価機関によるプレゼンテーション： ・ 10:45-11:05 (日本証券業協会：JSDA) ・ 11:05-11:25 (タイ債券市場協会：ThaiBMA) ・ 11:25-11:45 (インドネシア債券価格評価機関：IBPA) ・ 11:45-12:05 (中国中央預託清算機関：CCDC) ・ 12:05-12:25 (フィリピン PDS グループ) ・ 12:25-12:45 質疑応答	[モデレータ] *山寺智：ADB 事務局 *門脇大貴：日本証券業協会 *タダ・プッティタダ：ThaiBMA *ワヒュー・トレンゴノ：IBPA *ユルイ・ニュー：CCDC *アントニオ・ナクピル：PDS
13:45-15:45	セッション 3：債券評価モデルの国際慣行及びパフォーマンス ・ 13:45-14:05 (ブルンバーク) ・ 14:05-14:35 ケース・スタディ (KIS プライシング) ・ 14:35-15:05 ケース・スタディ (マレーシア債券評価機関：BPAM) ・ 15:05-15:45 パネル・ディスカッション及び質疑応答 ー 討論者：格付投資情報センター (R&I) ー 討論者：ADB 事務局	[モデレータ] *山寺智：ADB 事務局 *ステイプ・ラフィール：ブルンバーク *ジュン・フン・ミン：KIS プライシング *モフト・ジャハル・ザイン：BPAM *中塚富士雄：R&I
15:45-16:00	ADB 事務局による総括 ・ アジアにおける望ましい慣行 ・ AsiaBondOnline の拡張	*山寺智：ADB 事務局

[2日目：サブ・フォーラム1] (2016年6月7日)

時 間	テーマ	スピーカー
09:00-09:15	歓迎挨拶	*門間大吉：財務省国際局長
09:15-09:20	開会挨拶	*伊東孝二：サブ・フォーラム1議長：東京証券取引所
09:20-10:00	セッション1：AMBIF アップデート： ・潜在的な問題点 ・各市場の簡単なアップデート ー中国（NAFMII） ーフィリピン（SEC） ータイ（SEC） ーヴェトナム（HNX）	*山寺智：ADB 事務局
10:00-10:20	セッション2：情報プラットフォーム・ワーキンググループ（WG-IP）の進捗 ・債券価格評価ワークショップについて ・マルチラテラル MOU ・AsiaBondOnline ウェブサイトの見直し	*山寺智：ADB 事務局
10:20-10:35	セッション3：クロスボーダー担保レポ・ワーキンググループ（WG-CBCR）の進捗 ・臨時調査結果 ・次のステップ	*山寺智：ADB 事務局
10:30-11:00	セッション4：ABMF 債券市場ガイド 2016:	*犬飼重人、マチアス・シュミット：ADB コンサルタント
11:15-12:30	セッション5：合成ペソ建債券(Synthetic Peso Note) ・AMBIF SSF とのクロスボーダー発行 ・債券の基本構造 ・税及び規制へのインプリケーション ・質疑応答	*RCBC/SMETRIX Fixed Income Partners
13:30-14:30	セッション6：信用保証・投資ファシリティー（CGIF）のアップデート ・建設期間保証ファシリティー ・証券化 ・質疑応答	*山寺智：ADB 事務局 *西村潔：CGIF
14:30-15:30	セッション7：自主規制機関（SRO）について ・AMBIF 債券市場における SRO の役割の重要性 ・「SRO WG 活動報告書」の概要 ・タイにおける AMBIF 債の初のパイロット発行と SRO の関与 ・質疑応答	*セザール・クリゾール：PDS グループ *椎名隆一：日本証券業協会 *アリヤ・ティラナプラクジュ：タイ債券市場協会
15:30-15:45	総括 ・AMBIF の次のステップ	*山寺智：ADB 事務局
15:45-15:50	閉会挨拶	*伊東孝二サブ・フォーラム1議長

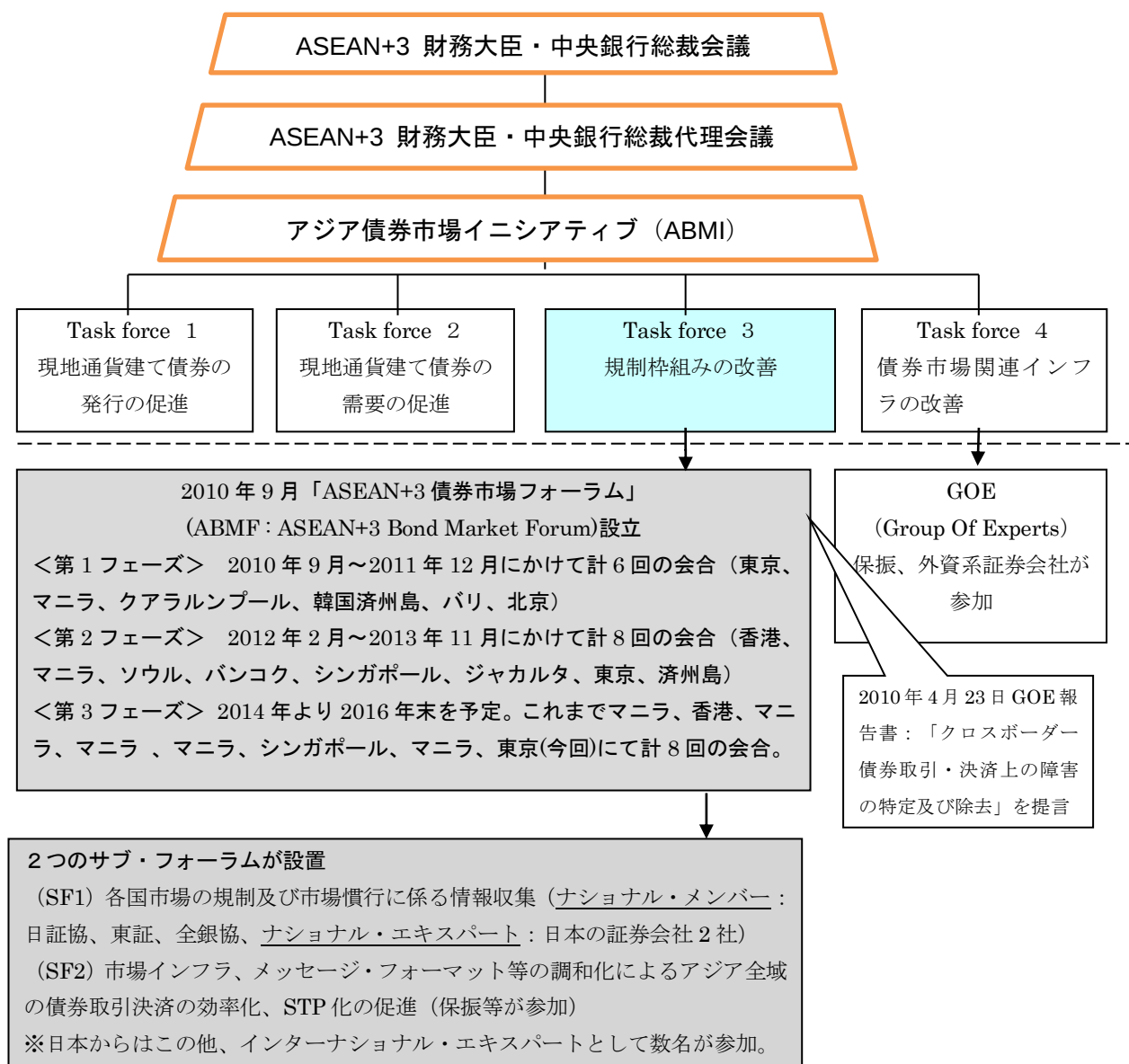
[3 日目：サブ・フォーラム 2] (2016 年 6 月 8 日)

時 間	テーマ	スピーカー
09:00-09:10	開会挨拶	*ジョン・ヒュン・リー サブ・フォーラム 2 議長
09:10-10:30	セッション 8：AMBIF 税務手続き調査 ・調査票の構成 ・調査結果 ・次のステップ	*山寺智：ADB 事務局 *乾泰司：ADB コンサルタント
10:50-11:50	セッション 9：ISO20022 と XBRL ・事業会社 ERP への ISO20022 利用の可能性と XBRL を用いた様々な報告要件 ・アジアやその他の世界における最近の XBRL の適用 ・質疑応答	*和田義明：NTT データ
11:50-12:30	セッション 10：ISO20022 の導入 ・ASEAN+3 における導入状況 ・国内導入をどのように推進するか	*乾泰司：ADB コンサルタント
12:30-13:00	セッション 11：SF2 の次のステップ ・SF2 の次のステップとして議論すべきテーマを募集 ・残る域内障壁である決済期間をテーマ化	*山寺智：ADB 事務局
14:00-15:00	セッション 12：(情報セッション) ブロックチェーン技術とその示唆するところ ・ブロックチェーンとは何か ・適用可能性	*森武敏：デロイト・トウシュ・トーマツ
15:00-15:25	総括 －ABMF の次のステップ	*山寺智：ADB 事務局
15:25-15:30	閉会挨拶	*ジョン・ヒュン・リー サブ・フォーラム 2 議長、佐藤祐二 SF2 副議長

(参考2)ABMF 設立の趣旨及びこれまでの成果

1. 設立趣旨

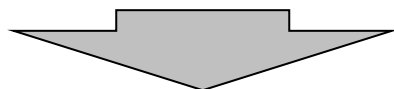
ABMF (ASEAN+3 Bond Market Forum) は、2003 年に開始されたアジア債券市場育成イニシアティブ (Asian Bond Markets Initiative : ABMI) の中で、各国債券市場の規制面を審議するタスク・フォース 3 (TF3) の下部機関として、2010 年 5 月に構想され、同年 9 月に官民合同の審議ユニットとして設立。ASEAN に中国、韓国、日本の 3 か国を加えた ASEAN+3 地域内でのクロスボーダー債券取引を推進していくにあたり、規制面、インフラ面を含めた標準化・調和化をはかるための実務レベル協議と作業を行うことを目的とし、規制面の問題を審議するサブ・フォーラム 1 (SF1) と、市場インフラの問題を審議するサブ・フォーラム 2 (SF2) の二つの部会をもつ。2010 年 9 月に第 1 回目の ABMF 会合が東京で開催されて以降、これまでマニラ、クアラルンプール、済州島、バリ、北京、香港、マニラ、ソウル、バンコク、シンガポール、ジャカルタ、東京、済州島、マニラ、香港、マニラ、マニラ、マニラ、シンガポール、マニラそして今回の東京と計 22 回の会合が開催されている。



2. これまでの成果

【第1フェーズ】(2010年9月～2011年末)

- ・ **ASEAN+3 債券市場ガイド (ASEAN+3 Bond Market Guide)** の公表 : ASEAN+3 地域における債券市場に関する包括的な報告書
=> 規制の内容に関する情報及び詳細な取引フロー情報の収集



【第2フェーズ】(2012年1月～2013年末)

- ・ サブ・フォーラム 1 (SF1) : **ASEAN+3 多通貨債券発行フレームワーク (ASEAN+3 Multi-Currency Bond Issuance Framework: AMBIF)** の提案
- ・ サブ・フォーラム 2 (SF2) : 取引フロー調査の範囲の拡大
=> 取引フロー及び伝文 (メッセージ) 項目の調和及び標準化を通じたクロスボーダーSTP
=> クロスボーダー決済インフラ・フォーラム (Cross-border Settlement Infrastructure Forum: CSIF) の設立



【第3フェーズ】(2014年1月～2016年末)

- ・ サブ・フォーラム 1 (SF1) : **AMBIF 単一届出書様式 (AMBIF Single Submission Form)** 及び **AMBIF 適格市場のための実施ガイドライン (Implementation Guidelines)** の創出、並びに AMBIF 債券のパイロット発行第1号が実現
- ・ サブ・フォーラム 2 (SF2) : ISO20022 及び ISIN 導入の明確な期限をもった地域内での更なる標準化のロードマップ

（参考３）SRO ワーキング・グループ報告書の構成

本 WG は、2012 年 4 月にマニラにて第 1 回会合が行われてから約 3 年にわたり、将来の AMBIF 市場で各国 SRO が果たす役割等に関し様々な観点から分析・議論を行ってきたが、本活動報告書は、その内容をまとめたもので、以下に示す章立てとなっている。

前書き	過去の SRO ワーキング・グループ会合 参加機関
第 1 章	SRO とは何か
第 2 章	なぜ SRO は債券市場に必要とされるのか？
第 3 章	各国の国内 SRO の現状：違いと共通点 (1)SRO WG 参加機関の概要 (2)各 SRO の比較分析 (i) SRO のタイプ (ii) 債券市場に対する SRO が提供するサービス (iii) SRO の機能 (3)比較分析からの示唆
第 4 章	SRO に求められる権限とガバナンス (1)SRO を構成する要素の一覧表 (2)結論
第 5 章	債券発行市場における SRO の係わり
第 6 章	債券流通市場における SRO の係わり（ケース・スタディを含む） (1)市場慣行 (i) 市場慣行の要約 (ii) 比較分析からの示唆 (iii) ケース・スタディ（日本における経過利子計算と不規則期間付利の取扱い） (2)（債券取引関連の）市場ルールの範囲 (3)[ケース・スタディ 1] レポ市場に関する審議 (i) ASEAN+3 各国のレポ市場の概要 (ii) 比較分析 (iii) 示唆と論点 (4) [ケース・スタディ 2] 政府債市場
第 7 章	AMBIFにより創出される新たな環境の下で国内 SRO に求められるものは何か？
第 8 章	課題その他